

され、民主党議員も今月の衆院外務委員会で質問した。それでは米軍ではなく、自衛隊の艦艇や輸送機が直接、日本人を救出するケースはどうなのか。

米軍の準機関紙「星条旗新聞」は2012年5月、朝鮮半島有事の際に米軍が韓国に避難する場合の避難計画を準備していると報じた。元自衛隊幹部は指摘する。「自国民の避難は、本国の責任でするのが大原則。日本人を乗せた米艦を自衛隊が守るとの想定に説得力はない」と。米国が各国に自国民の避難・救出の責任を持つよう求めた問題は以前から指摘

集团的自衡性

読み解く

(1面参照)

邦人救出 想定に穴

「**自國の責任が原則**」米軍は頼れず

危機が迫った段階で相手国の同意を得たうえで、できるだけ多くの日本人を避難させるのが現実的だ。

朝鮮半島の戦争なら韓国との同意を得る必要がある。

安倍政権が政局参画などと韓国との関係を悪化させ、改善が進まない現状が緊急時の対応に影響しかねないと懸念する声も根強い。

関係で、韓国が自衛隊機の受け入れを承諾する可能性は極めて低いだろう。朝鮮半島の有事に絡む邦人救出を考えれば、同盟関係とまではいかなくとも、日韓が良好な関係でいることが大前提となる」と指摘する。

「米軍の日本人救出」をめぐる安倍首相の説明と過去の日米交渉で示された基準

紛争国から逃れようとしているお父さんやお母さんや、おじいさんやおばあさん、子どもたち。彼らが乗る米国の船をいま私たちは守ることができないこの議論は、国民の皆さん一人ひとりに関わる現実的な問題であります(5月15日の記者会見)



防衛現場からも疑問

そもそも、集團的自衛権の行使を「日本人が乗る米艦を守る」といった例で正当化するのは無理がある。朝鮮半島で戦争が起ければ、米軍基地がある日本へ

の攻撃も同時に起き、今の憲法解釈で認めている個別的自衛権で対応できると考えられるからだ。

政府は5月末、与党協議に合わせて集団的自衛権の

行使が必要とする8事例を提示。うち六つは朝鮮半島有事への対応例で、いずれも①北朝鮮が韓国や米国への攻撃を開始②日本は直接攻撃を受けていない③自衛

可能性があり、日本の領海なら集団的自衛権を使う必要がないからだ。

しかし、日本の防衛を担う防衛省・自衛隊からは、そもそも公海上での米軍支

ルへの対応②米軍への支援
③原発など重要施設の防護
やテロ対処など本土防衛④
韓国からの日本人救出など
輸送管理——について対応
する部隊を一齊に動かすと

鮮が日本の米軍支援を妨害すると考え、日本に弾道ミサイルが発射されたり、日本沿岸に機雷がまかれたりする想定で訓練している。

だ。つまり集団的自衛権で米国を助けるどころか、日本が自國の防衛に対応を迫られている状況になつてゐるだろう」と指摘する。

現実に沿った議論を

道下徳成・政策研究大学院大教授(安全保障論)

ガイドラインを決めた時
日本は北朝鮮から直接攻撃され
ることがないと考えたから
こそ、米軍への支援を約束し
た。しかし周辺事態法ができ
た99年には、日本も朝鮮半島
有事に「巻き込まれる」状況
になっていたということだ。

まるで「日本が集団的自衛権を行使する」とか「日本の集団的自衛権が行使される」とか、まるで「日本が集団的自衛権行使の仕組みたつたのか」とか、まるで「日本が集団的自衛権行使の仕組みたつた」などと書かれていた。だから、ノドンが配備された時に議論をせず、今になつて集団的自衛権によつて戦争に巻き込まれるかどうかを議論することには違和感を感じている。政府や与党も極端なシナリオばかり出し、現実に沿つた議論ができていらない。日本が集団的自衛権行使を感じるだろう。

東西冷戦が終わり、世界の多極化が進むなかで日本の安全保障を考えるには、平時からグレーゾーン事態（準有事）が有事に進展しないよう、リスクを管理し、抑え込んでいくことが重要だ。集団的自衛権も、こうした視点からの議論が必要ではないか。

朝鮮半島の有事など日本周辺で起きる事態に対応するため、1997年に日米防衛協力のための指針（ガイドライン）が改定された。ところが北朝鮮は98年ごろから、日本のはほぼ全域が射程に入る弾道ミサイル「ノドン」を配備しはじめた。

日本が攻撃される可能性も高い。被害を受けければ、国民はまさに朝鮮半島で戦争が起きれば、日本は集団的自衛権が使えないとしても、周辺事態法などに基づいて米国を支援する。韓国防衛への協力は事実上約束てしまっているわけで、日本が攻撃される可能性も高い。被害を受けければ、国民は

するのなら、その本来の意義は、多国間での安全保障協力で、アジア全体での平時の抑止力強化につなげることにまるはづだ。米軍への支援や軍事のシナリオばかりが注目されがちだが、多国間で議論や情報交換を重ね、場合によっては軍事演習などにも参加す

A black and white photograph of a man with dark hair, wearing a dark suit jacket over a light-colored shirt. He is resting his chin on his right hand, which is propped under his head. He is looking directly at the camera with a neutral expression.

日米防衛協力のための指針(ガイドライン)と周辺事態法
は、日米安全保障条約に基づいて自衛隊と米軍の役割分担を定めるため、冷戦下の1978年、旧ソ連の日本侵攻を想定しつくられた。冷戦終了後の97年に改定され、日本が直接攻撃される有事に加え、朝鮮半島の有事など、日本の平和と安全に影響を与える有事を「周辺事態」とする考え方を導入。周辺事態の際には、物資の輸送や補給などを米軍への後方支援や、米軍による民間の空港・港湾を使用させてることなど約40項目を盛り込んだ。これらの対米支援を行つたために99年、周辺事態法などガイドライン関連法が成立した。